

公布された条例のあらまし

◇静岡県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

地方税法等の改正に伴い、必要な改正を行いました。

2 内容

- (1) 自動車税について、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽くし、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化」）を次のとおり講ずることとしました。（静岡県税賦課徴収条例附則第24項～第28項関係）

ア 環境負荷の小さい自動車

平成28年度に新車新規登録された次の自動車について、平成29年度の税率を次のとおり軽減することとしました。

対 象 自 動 車	軽減する税率
平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で平成32年度燃費基準値より10%以上燃費性能が良いもの並びに電気自動車、充電機能付電力併用自動車、一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車及びクリーンディーゼル乗用車	概ね75%
平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で平成27年度燃費基準値より20%以上燃費性能が良いもの	概ね50%

イ 環境負荷の大きい自動車

平成28年度に新車新規登録から次の年数を経過した自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、電力併用自動車、一般乗合用バス及び被けん引車を除く。）について、平成29年度からの税率を次のとおり重くすることとしました。

対 象 自 動 車	重課する税率
新車新規登録から11年を経過したディーゼル車	概ね15%
新車新規登録から13年を経過したガソリン車及びLPG車	

- (2) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。